

「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業 知財戦略支援業務委託」
公募型プロポーザル 募集要領

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、「機構」という。）が実施する「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業 知財戦略支援業務」（以下、「本業務」という。）の受託候補者の選定にあたり、この募集要領に基づき企画競争競技（以下、「プロポーザル」という。）を実施する。

1 対象業務の概要

（1）業務件名及び数量

「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業 知財戦略支援業務委託」一式

（2）業務内容

実用化開発等に係る知財戦略支援

※詳細は仕様等【別紙 仕様書】のとおり

（3）履行期間

契約の日から令和6年2月29日（木）まで

（4）委託契約額の上限

18,187,400円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 プロポーザル担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 産業集積部 産業連携支援課

所在地 〒960-8143 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話番号 024-581-6890

FAX 024-581-6898

3 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- （1）本業務の履行にあたり、県内に活動拠点を設置すること。また、福島イノベーション・コースト構想に掲げる重点分野に関する知的財産権の戦略的な活用を支援するのに必要な経験・知識のある弁理士を有していること。なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、2以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう）は認めない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第153号）に基づき更正手続き開始の申し立てをしている者若しくは更正手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者
- (5) 企画プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であると認められる団体。
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ）と認められる者。
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - オ 暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - カ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - キ 暴力団及び暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。
- (7) 委託候補者を決定する日前1年間、機構からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (8) プロポーザル実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

4 プロポーザルに係るスケジュール

(1) 企画提案募集期間 令和5年3月16日(木)～3月31日(金) 正午まで

(2) 審査会(プレゼンテーション) 令和5年4月6日(木)

※審査会実施時間等の連絡について、応募者に対して速やかに通知することとする。

5 プロポーザルに関する手続き

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書(様式2)
- ② 事業実施計画書(様式2-1)
- ③ 実施体制説明書(様式2-2)
- ④ 委託費内訳書(様式2-3)
- ⑤ 法人定款
- ⑥ 法人の概要がわかる説明資料(パンフレット等)
- ⑦ 過去3年間の事業報告、及び決算資料
- ⑧ 登記事項証明書
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3)

※ 本業務と類似の業務実績がある場合は、その実績がわかる書類も添付すること
なお、本要領、仕様書、様式等のデータについては以下のホームページからダウンロードすること。

<https://www.fipo.or.jp/recruitment/2592>

イ 提出期限 令和5年3月31日(金) 正午まで

ウ 提出方法

応募に必要な書類を正本1部、副本5部提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業 知財戦略支援業務委託 公募型プロポーザル参加書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

(2) 留意事項 企画提案は提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとする。

(3) プロポーザル提案が無効となる場合

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は、これを無効にする。

- ア 資格要件を満たさない者による提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ プロポーザルに関する条件に違反した提案

(4) プロポーザルに関する質問事項

本募集要領に関して質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ① 受付期間 令和5年3月23日（木）正午まで
- ② 受付方法 電子メール（sangyo-renkei@fipo.or.jp）にて受け付ける。
様式は任意とする。なお、電子メールの件名（タイトル）は、「事業化促進事業
知財戦略支援業務委託に関する質問」としてください。
- ③ 回答方法 受け付けた質問は、質問事項と回答を併せて機構ホームページに掲
載する。質問者については開示しないこととする。
- ④ 回答期日 令和5年3月24日（金）までに随時回答

6 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和5年3月28日（火）正午まで

(2) 提出方法

参加表明書（様式1）を郵送、持参、FAXまたは電子メールにて提出期限までに提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業 知財戦略支援業務委託 公募型プロポーザル参加書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

7 委託候補者の決定

- (1) プロポーザルの提案審査は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業知財戦略支援業務委託審査委員会」（以下「審査会」という。）が行うものとする。
- (2) プロポーザル参加者は、審査会当日に、先に提案した企画提案書に基づき、企画提案の内容のプレゼンテーションを行い、審査会が以下の観点から審査を行い、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を特定するものとする。

【審査の観点】

- ① 支援業務の実現可能性
 - ② 支援業務の企画力
 - ③ 業務を遂行する上での十分な知識・経験
- (3) 機構は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に関する決定内容について、速やかにメールにて通知するものとする。

8 契約の締結について

本業務に関して最も優れた提案を行った者と契約の締結交渉を行います。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、交渉の結果契約締結までに至

らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合は契約締結を行いません。これらの場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

9 主なスケジュール

令和5年3月16日(木)	プロポーザルの募集要領をHPにより公告
令和5年3月23日(木) 正午まで	質問書の提出期限
令和5年3月24日(金)	質問書への回答期限
令和5年3月28日(火) 正午まで	参加表明書の提出期限
令和5年3月31日(金) 正午まで	企画提案書等の提出期限
令和5年4月6日(木) 予定	審査会(プレゼンテーション)の実施
令和5年4月10日(月) 予定	審査結果の通知
令和5年4月12日(水) 以降	契約締結

10 注意事項

本事業は、令和5年度予算の成立を前提としており、事業実施には福島県からの補助金交付決定が必要となりますので予めご了承ください。

11 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとします。
- (2) プロポーザル参加者が機構に提出した書類は返却しません。
- (3) 提出された書類等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- (4) 選定されなかったものは、その通知が到着した日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く)以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。